

2012年 6月

メール



## トピックス

## ◇建設業の社会保険未加入問題への取組について

建設業界が抱える課題の一つに、下請企業を中心に年金、医療、雇用保険に関する法定福利費を適正に負担していない企業が存在し、それが技能労働者の公的保障部分の処遇を低下させている問題があります。法定福利費を負担しながら労働者を大切にしている企業ほどコスト高になり、競争上不利になるという矛盾が生じているのです。

この由々しき問題に、国土交通省は建設業の社会保険未加入対策として、建設業法施行規則等の改正を行い、平成24年7月より、新たな取り組みが順次開始されます。

- (1) 保険未加入企業に対する経営事項審査評価の厳格化
- (2) 許可申請書に、保険加入状況を記載した書面の添付
- (3) 施工体制台帳に保険加入状況の記載

※(2)(3)につきましては同年11月より改正になります。

## ◇建設業における社会保険未加入問題への対策について

国土交通省発表の「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」の総合的対策の推進は、大きく分けて次の4つの柱からなっています。

## 1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- ①行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置  
(全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

## 2. 行政による制度的チェック・指導

- ①建設業許可・更新時の加入状況確認  
建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導
- ②建設業担当部局による監督  
建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導



## ③経営事項審査の厳格化

経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大

④社会保険担当部局(厚生労働省)との連携  
社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ

## 3. 建設企業の取組

## ①元請企業による下請指導

施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導

## ②元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組

- ・元請企業の指導下、下請企業(特に1次下請企業)による重層下請の抑制に向けた啓発・指導
- ・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止

## ③建設企業(特に下請企業)における取組

- ・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進
- ・雇用関係にある者の保険加入徹底
- ・業界における見積時の法定福利費の明示等

## 4. 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策
- ④重層下請構造の是正

これらについては、平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で計画的に推進するとしており、実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指としています。

社会保険未加入問題は、決して建設業界だけの問題だけではなく、他の業界への影響も大いに考えられます。法改正等の動向につきましては、今後も適宜お伝えしてまいります。

## 新しい「在留管理制度」の概要

平成 24 年 7 月 9 日から新しい在留管理制度が導入されます。新制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって我が国に 3 月を超える中長期間在留する外国人の方です。4 つの大きな変更点について、以下のとおり解説いたします。

### 1. 在留カードの交付

これまで中長期在留者には、外国人登録証明書が交付されてきましたが、新制度では在留カードが交付されることとなります。この在留カードは中長期在留者に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。在留カードには偽変造防止のため IC チップが搭載されることとなっています。

※「短期滞在」の在留資格、「外交」または「公用」の在留資格の方には在留カードは交付されません。また、特別永住者の方には在留カードでなく、「特別永住者証明書」が交付されます。

#### 【在留カードの記載内容】

顔写真のほか、氏名、国籍・地域、生年月日、性別、在留資格、在留期限、就労制限の有無などの情報が記載されます。これらの情報は IC チップに記載事項の全部または一部のデータが記録されます。

### 2. 在留期限が最長 5 年に変更

在留期限の上限が最長 5 年になったことにより、各在留資格に伴う在留期限が追加されます。

・「技術」、「人文知識・国際業務」などの就労資格（「興行」「技能実習」を除く）

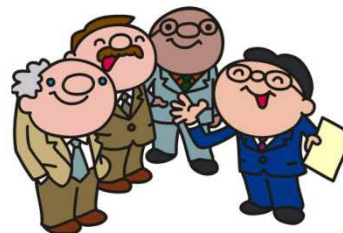
…5 年、3 年、1 年、3 月

・「留学」…4 年 3 月、4 年、3 年 3 月、3 年、2 年 3 月、2 年、1 年 3 月、1 年、6 月、3 月

・「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」

…5 年、3 年、1 年、6 月

※下線部分は新設される期限



### 3. 再入国許可の制度変更

#### 【みなし再入国許可制度の導入】

・有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方が、出国する際、出国後 1 年以内に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります（この制度を「みなし再入国許可」といいます）。

・出国する際には、必ず在留カードを提示する必要があります。

・みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後 1 年以内に再入国しないと在留資格が失われることとなります。

#### 【再入国許可の有効期間の上限が 5 年となります】

施行日後（平成 24 年 7 月 9 日以降）に許可される再入国許可は、有効期間の上限が 3 年から 5 年に延長されます。

### 4. 外国人登録制度の廃止

新しい在留管理制度の導入により、外国人登録制度は廃止されます。

中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」については、新しい在留管理制度の導入後、地方入国管理官署での手続や市区町村での住居地関係の手続においては、一定の期間「在留カード」とみなされますので、在留カードが交付されるまで引き続き所持しておく必要があります。中長期在留者は、地方入国管理官署における新たな在留カードの交付を伴う各種届出・申請の際に在留カードに切り替えることとなるほか、地方入国管理官署で希望すれば切り替えることができます。

ご意見ご質問などはお気軽にお問い合わせください。

次号は 7 月 31 日に送信いたします。（石田久男）